

温泉法の一部を改正する法律案新旧対照条文

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 温泉の保護等（第三条 第十四条）</p> <p>第三章 温泉の採取に伴う災害の防止（第十四条の二 第十四条の十）</p> <p>第四章 温泉の利用（第十五条 第三十一条）</p> <p>第五章 諮問及び聴聞（第三十二条・第三十三条）</p> <p>第六章 雑則（第三十四条 第三十七条）</p> <p>第七章 罰則（第三十八条 第四十三条）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>第二章 温泉の保護等</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。</p> | <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 温泉の保護（第三条 第十四条）</p> <p>第三章 温泉の利用（第十五条 第三十一条）</p> <p>第四章 諮問及び聴聞（第三十二条・第三十三条）</p> <p>第五章 雑則（第三十四条 第三十七条）</p> <p>第六章 罰則（第三十八条 第四十三条）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することをもつて目的とする。</p> <p>第二章 温泉の保護</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>一 (略)</p> <p>二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>四五六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第一項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。</p>  | <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>三四五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第一項の許可には、温泉の保護その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。</p>  |
| <p>(土地の掘削の許可を受けた者である法人の合併及び分割)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第四条第一項(第四号から第六号までに係る部分に限る。 )及び第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る掘削の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>(土地の掘削の許可を受けた者の相続)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第四条第一項(第四号及び第五号に係る部分に限る。 )及び第二項の規定は、第一項の承認について準用する。</p> | <p>(土地の掘削の許可を受けた者の相続)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第四条第一項(第三号から第五号までに係る部分に限る。 )及び第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る掘削の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>(土地の掘削の許可を受けた者の相続)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第四条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。 )及び第二項の規定は、第一項の承認について準用する。</p> |

4 (略)

(掘削のための施設等の変更)

第七条の二 第三条第一項の許可を受けた者は、掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第四条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。

(工事の完了又は廃止の届出等)

第八条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る掘削の工事を完了し、若しくは廃止したとき、又は同項の許可を取り消したときは、当該完了し、若しくは廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該完了若しくは廃止又は取消しの日から二年間は、その者が掘削を行ったことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができ

(許可の取消し等)

4 (略)

(工事の完了又は廃止の届出)

第八条 (略)

2 (略)

(許可の取消し等)

第九条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三条第一項の許可に係る掘削が第四条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第一項第四号又は第六号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 (略)

四 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第三項(第七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第三条第一項の許可を受けた者に対して、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(緊急措置命令等)

第九条の二 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該掘削を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ずることができる。

(増掘又は動力の装置の許可等)

第十一条 (略)

2 第四条、第五条、第九条及び前条の規定は前項の増掘の許可について、第六条から第八条までの規定は同項の増掘の許可を受けた者

第九条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三条第一項の許可に係る掘削が第四条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 (略)

四 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第三条第一項の許可を受けた者に対して、温泉の保護その他公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(増掘又は動力の装置の許可)

第十一条 (略)

2 第四条、第五条、第九条及び前条の規定は前項の増掘又は動力の装置の許可について、第六条から第八条までの規定は同項の増掘又

について、第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する。この場合において、第四条第一項第一号から第三号まで、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項及び第三項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは、「増掘」と、第九条の二中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘した者」と読み替えるものとする。

3) 第四条（第一項第二号に係る部分を除く。）、第五条、第九条及び前条の規定は第一項の動力の装置の許可について、第六条、第七条並びに第八条第一項及び第二項の規定は第一項の動力の装置の許可を受けた者について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第三号、第五条第二項、第六条、第七条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「動力の装置」と、同号中「から第三号まで」とあるのは「又は第三号」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

### 第三章 温泉の採取に伴う災害の防止

#### （温泉の採取の許可）

第十四条の二 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は

は動力の装置の許可を受けた者について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第二号、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第八条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘又は動力の装置」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘又は動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘若しくは動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

2| 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が第十四条の九第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

3| 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。

（温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割）

第十四条の三 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合

（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2| 第四条第二項及び前条第二項（第二号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする<sup>9</sup>。

（温泉の採取の許可を受けた者の相続）

第十四条の四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員<sup>9</sup>の同意により当該許可に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る温泉の採取を業として引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2| 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第十四条の二第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3| 第四条第二項及び第十四条の二第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の承認について準用する。

4| 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十四条の二第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

（可燃性天然ガスの濃度についての確認）

第十四条の五 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の確認を受けることができる。

2| 第四条第二項の規定は、前項の確認について準用する。

3| 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第一項の確認を取り消さなければならない。

一 第一項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第一項の確認に係る温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が同項の環境省令で定める基準を超えるに至つたと認めるとき。

（確認を受けた者の地位の承継）

第十四条の六 前条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を譲渡し、又は同項の確認を受けた者について相続、合併（同項の確認を受けた者である法人と同項の確認を受けた者でない法人の合併であつて、同項の確認を受けた者である法人が存続するものを除く。）若しくは分割（当該確認に係る温泉の採取



の事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該確認に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の確認を受けた者の地位を承継する<sup>9</sup>

2) 前項の規定により前条第一項の確認を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（温泉の採取のための施設等の変更）

第十四条の七 第十四条の二第一項の許可を受けた者は、温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2) 第十四条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに同条第三項において準用する第四条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

（温泉の採取の事業の廃止の届出等）

第十四条の八 第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認を受けた者は、当該許可又は確認に係る温泉の採取の事業を廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2| 前項の規定による届出があつたときは、第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認は、その効力を失う。

3| 都道府県知事は、第十四条の二第一項の許可若しくは第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該許可若しくは確認に係る温泉の採取の事業を廃止したとき、又は第十四条の二第一項の許可を取り消したときは、当該廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該廃止又は取消の日から二年間は、その者が温泉の採取を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十四条の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十四条の二第一項の許可に係る温泉の採取が同条第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第二項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十四条の二第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第三項において準用する第四条第三項（第十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2| 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を受けた者に対して、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができらる。

(緊急措置命令等)

第十四条の十 都道府県知事は、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該採取を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずることができぬ。

#### 第四章 温泉の利用

(温泉の利用の許可)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護」可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。

#### 第五章 諮問及び聴聞

(審議会その他の合議制の機関への諮問)

第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第九条(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の

#### 第三章 温泉の利用

(温泉の利用の許可)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。

#### 第四章 諮問及び聴聞

(審議会その他の合議制の機関への諮問)

第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)、第九条(第十一条第二項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審

規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(聴聞の特例)

第三十三条 都道府県知事は、第九条第二項(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九条(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項、第十四条の九又は第三十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第六章 雑則

(報告徴収)

第三十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分又は利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 (略)

議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(聴聞の特例)

第三十三条 都道府県知事は、第九条第二項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項又は第三十一条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九条(第十一条第二項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項又は第三十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第五章 雑則

(報告徴収)

第三十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 (略)

(立入検査)

第三十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削若しくは温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(鉱山保安法との関係)

第三十五条の二 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第一条第二項の鉱山(可燃性天然ガスの掘採が行われるものに限る。次項において「天然ガス鉱山」という。)における温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘についての第四条第一項第二号及び第十一条第二項の規定の適用については、同号中「当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものである」「とあるのは、「鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第五条の規定に従った鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置が講じられていない」と、同項中「第四条」とあるのは、「第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第四条並びに」と、「から第八条まで」とあるのは、「第七条並びに第八条第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは、「前項」と、「第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する」とあるのは、「準用す

(立入検査)

第三十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

る」と、「第四条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第四条第一項第一号及び第三号」と、「第七条の二第一項、第八条第一項及び第三項」とあるのは「第八条第一項」と、「第九条の二中、掘削を」とあるのは「増掘を」と、「前条」とあるのは「前条」とする。

2| 天然ガス鉱山においては、第七条の二、第八条第三項及び第九条の二並びに第三章の規定は、適用しない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第三十六条 第四章、第三十三条第一項(第三十一条第二項の規定による処分に係る部分に限る。)、第三十四条第一項(温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)、又は第三十五条第一項(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」という。)、又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 (略)

## 第七章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して、許可を受けずに土地を掘削した者

(政令で定める市の長による事務の処理)

第三十六条 第三章、第三十三条第一項(第三十一条第二項の規定による処分に係る部分に限る。)、第三十四条第一項(温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)、又は前条第一項(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」という。)、又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 (略)

## 第六章 罰則

第三十八条 第三条第一項又は第十一条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

|   |   |
|---|---|
| <p>二 第九条の二(第十一条第二項において準用する場合を含む。)<br/>又は第十四条の十の規定による命令に違反した者</p> <p>三 第十一条第一項の規定に違反して、許可を受けずに温泉のゆう出路を増掘し、又は動力を装置した者</p> <p>四 第十四条の二第一項の規定に違反して、許可を受けずに温泉の採取を業として行つた者</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第七条の二第一項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)( )の規定に違反して、許可を受けないで掘削若しくは増掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削若しくは増掘の方法について重要な変更をした者</p> <p>二 第八条第三項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)( )、第九条第二項若しくは第十条(これらの規定を第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項、第十四条の八第三項、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>三 不正の手段により第十四条の五第一項の確認を受けた者</p> <p>四 第十四条の七第一項の規定に違反して、許可を受けずに温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について重要な変更をした者</p> <p>五 第十五条第一項の規定に違反して、許可を受けずに温泉を公共の浴用又は飲用に供した者</p> <p>六 第十九条第一項の規定に違反して、登録を受けずに温泉成分</p> | <p>二 第九条の二(第十一条第二項において準用する場合を含む。)<br/>又は第十四条の十の規定による命令に違反した者</p> <p>三 第十一条第一項の規定に違反して、許可を受けずに温泉のゆう出路を増掘し、又は動力を装置した者</p> <p>四 第十四条の二第一項の規定に違反して、許可を受けずに温泉の採取を業として行つた者</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第九条第二項若しくは第十条(これらの規定を第十一条第二項において準用する場合を含む。)( )、第十二条第一項又は第三十一条第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>二 第十五条第一項の規定に違反した者</p> <p>三 第十九条第一項の規定に違反して登録を受けずに温泉成分</p> |
|---|---|

|   |  |
|---|--|
| <p>分析を行った者</p> <p>七 (略)</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八条第一項(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十四条の八第一項、第十八条第四項又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 七 (略)</p> <p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第十四条の六第二項又は第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 (略)</p> | <p>析を行った者</p> <p>四 (略)</p> <p>第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八条第一項、第十八条第四項又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 七 (略)</p> <p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第二十一条第一項の届出を怠つた者</p> <p>二 (略)</p> |
|---|--|